

産業廃棄物について

産業廃棄物を市の施設に持ち込むことはできません！

・産業廃棄物とは

事業活動に伴って発生する廃棄物のうち、法令で定められている 20 種類

※ 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、動物性固形不要物、動物のふん尿、動物の死体、上記の産業廃棄物を処分するために処理したもの

下線の品目は業種にかかわらず産業廃棄物に該当します。

・産業廃棄物の処理に関するお問合せ先

鎌倉廃棄物資源協同組合 TEL. 0467-61-2355

FAX. 0467-61-2356

神奈川県産業資源循環協会 TEL. 045-681-2989

FAX. 045-641-8114